

平成28年 3 月23日

門真市議会議長

春田 清子 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第1号 公共下水道島頭第1管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
- 2 議案第2号 公共下水道三ツ島第3管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第3号 門真市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 4 議案第5号 門真市まちづくり基本条例の制定について
- 5 議案第6号 門真市東部大阪都市計画地区計画（北島東地区）の区域内における建築物の制限等に関する条例の制定について
- 6 議案第7号 門真市建築物等の適正管理に関する条例の制定について
- 7 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 8 議案第10号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 議案第11号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 10 議案第12号 門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

- 11 議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正について
- 12 議案第14号 門真市手数料条例の一部改正について
- 13 議案第18号 門真市建築審査会条例の一部改正について
- 14 議案第19号 門真市生活環境基本条例の廃止について
- 15 議案第20号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項
- 16 議案第22号 平成27年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第4
号）
- 17 議案第23号 平成28年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 18 議案第25号 平成28年度門真市公共下水道事業特別会計予算
- 19 議案第26号 平成28年度門真市都市開発資金特別会計予算
- 20 議案第27号 平成28年度門真市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 21 議案第29号 平成28年度門真市水道事業会計予算
- 22 議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 23 議案第31号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項
- 24 議案第33号 平成27年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第5
号）
- 25 議案第35号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 26 議案第37号 平成28年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第1
号）
- 27 議案第39号 平成28年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）

審査日：平成 28 年 3 月 14 日（月）

○議案第 1 号 公共下水道島頭第 1 管渠築造工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

平成 27 年 6 月 19 日門真市議会第 2 回定例会において議決のあった公共下水道島頭第 1 管渠築造工事請負契約について、工期「議会の議決のあった日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「議会の議決のあった日から平成 28 年 9 月 30 日まで」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	契約変更の理由は。
答	直径 1500mm 推進工事中に不明障害物に接触し、推進機が停止したため、原因の調査と対策工の検討が必要となり、その検討の際に、ふくそうし埋設している大阪市水道や本市水道を初め、多くの地下埋設物管理者との協議に日数がかかったことから、工期を変更するものである。
問	実施設計業務委託の内容は。
答	工事予定年度の前年度に実施しており、地下埋設物の調査は、各地下埋設物管理者が所有する台帳に基づき、必要に応じてレーダー探査等を行っている。
問	実施設計の段階で試掘調査を行うことで、契約変更を少なくすることができないか。
答	工事は施工性だけでなく、経済性も考慮していることから、机上調査等により得られる情報と地上からの探査データ等をもとに実施設計を行っており、工事発注後において、予測できない地中状況の影響を受け、設計変更を行うケースが多くなっている。 実施設計の段階での試掘調査は、全ての工事で実施することは困難であるが、設計変更により、近隣住民に多大な迷惑をかけていることは十分に認識しており、大幅な設計変更が生じる可能性がある区間は、設計精度を高めるため、費用対効果も勘案しながら、試掘調査の実施を検討しており、できるだけ契約変更が生じないように努める。

（その他の質疑項目）・全庁的なチェック体制について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 2 号 公共下水道三ツ島第 3 管渠築造工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

平成 27 年 6 月 19 日門真市議会第 2 回定例会において議決のあった公共下水道三ツ島第 3 管渠築造工事請負契約について、契約金額「1 億 6240 万 9320 円」を「1 億 7117 万 5680 円」に、工期「議会の議決のあった日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「議会の議決のあった日から平成 28 年 9 月 30 日まで」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	契約変更の理由は。
---	-----------

答 請負金額の増額と工期の延長を行うもので、請負金額の増額は、上三ツ島南北2号線で府道深野南寺方大阪線との交差部を起点として、合計3カ所の立て坑を築造し、2区間の推進工事を予定していたが、発注後の試掘調査により、中間に予定していた立て坑において水路の壁厚が支障となり、築造できないことが判明し、1区間での推進工事となることから、増径して施工する必要があるため、増額するものである。

工期の延長は、工法変更の検討に加え、府道深野南寺方大阪線と第2京阪道路との交差部付近における横断歩道でのマンホール設置について、道路管理者との占用協議に時間がかかったことによるものである。

問 請負金額の変更と工期の延長は、下水道工事では頻繁にあることなのか。

答 下水道工事の請負金額の変更は、工事着手後に地下埋設物の占用位置が、机上調査で得た情報と大幅に相違したときなど不測の事態により、変更が生じることは少なくない。

工期の延長は、私道での施工箇所が多くあることから、土地所有者からの施工承諾を受けて施工するケースが多く、周辺住民の工事への理解も含めた地元調整に多くの時間がかかることも少なくない。また、国道や府道での工事では、移設が困難となる大規模な占用物件があることに加え、水道やガス管等の多くの地下埋設物がふくそうしていることもあり、下水道施設の占用位置の確保が難しいことから、安全面等の道路管理上の問題から、占用協議が長時間に及ぶことも多くある。

(その他の質疑項目)・請負金額の増額への対応について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第5号 門真市まちづくり基本条例の制定について

(議案の内容)

門真市のまちづくりにおける市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本とする計画、都市計画及びまちづくりにおける市民参加の手続並びに開発事業に係る調整の仕組み及び基準を定めることにより、ゆとりある良好な都市環境の形成を図り、もって安全・安心で定住性のある魅力的なまちづくりの実現に寄与するため制定する。

(主な質疑と答弁)

問 第3条第3項で、事業者は当該開発事業が地域に与える影響に配慮と定めているが、具体的な内容は。

答 事業者は開発事業等を通して、本市のまちづくりに積極的に貢献していくことが望まれるため、開発事業に当たっては、地域に影響を及ぼすおそれがある交通量の増加や日照問題などの生活環境への配慮や対策等を行い、良好なまちづくりの実現に努めるものである。

問 第8条で、市は自主的なまちづくり活動を行う団体が行うまちづくりの推進を図る活動に対し、支援を行うことができると定めているが、どのような団体で、どう支援するのか。

答 自主的なまちづくり活動を行う団体とは、地域会議が設立されていない場合でも、一体的なまちづくりを行うため地元地権者から成る地域のまちづくり協議会など、市民主体で自主的なまちづくり活動をする団体である。

また、市の行う支援とは、これらの団体が行うまちづくりの推進を図る活動に対し、市は

技術的に必要な支援などを行うこととしている。	
問	都市計画の決定等を提案できる団体は、第12条で定める地域会議だけなのか。
答	都市計画の決定等を提案できる者は、都市計画法において土地所有者等、NPO法人、一般社団法人や一般財団法人など営利を目的としない法人、都市再生機構、地方住宅供給公社またはこれに準ずる団体として、地方公共団体が条例で定める団体としており、地域会議がその役割を担うこととなる。
問	地域会議は専門性の点で問題はないのか。
答	本条例で、団体等が提案できる都市計画は、本市が決定する地区計画などの都市計画であるとともに、都市計画法に定められた一定の基準を満たす必要がある。計画提案を行おうとする者は、手続を円滑に進めていくために、市に事前に相談するよう努めるとともに、市は事前相談があったときは、提案に係る都市計画素案の内容や手続等に必要な助言または指導を行うものとしていることから、問題はないと考える。
問	地域会議を本条例に盛り込むことを、地域会議と協議したのか。
答	条例素案の検討を進める中で関係各課と調整を進め、27年10月に条例素案や制定のスケジュールなどの概要を地域会議に説明した。
問	地域会議を本条例に盛り込む必要はあったのか。
答	地域会議は、地域の身近な問題を検討する団体であることから、盛り込んだ。

(その他の質疑項目)・開発事業に係る事前協議について

・住宅戸数200戸以上の計画の際の教育委員会との協議について など

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第6号 門真市東部大阪都市計画地区計画（北島東地区）の区域内における建築物の制限等に関する条例の制定について

(議案の内容)

建築基準法第68条の2第1項及び都市緑地法第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（北島東地区）の区域内における建築物の敷地及び構造に関する制限並びに緑化率の最低限度に関し、必要な事項を定める。

(主な質疑と答弁)

問	本条例の制定の理由と特徴は。
答	本条例は、北島東地区の市街化区域編入に伴い、良好な地域環境や景観の維持保全を図るため、地域の意見も踏まえた地区計画を策定しており、建築基準法と都市緑地法の規定に基づく条例化を行うことで、その計画内容として定められた建築物に関する制限と緑化率等の実効性を持たせるため、制定するものである。 主な特徴は、建築確認申請時に審査し、本条例に適合しない場合は、建築はできないこととなり、また、本条例に違反した場合は、建築基準法に基づく違反是正命令措置の対象になるとともに、条例で定める罰則の対象にもなる。
問	騒音問題や交通安全対策を定めているか。
答	本条例では、騒音問題や交通安全対策は定めていないが、騒音問題は騒音規制法等で対応

し、交通安全対策は当該地区のまちづくりの中で検討していく。

(その他の質疑項目)・罰則規定の適用に至るまでの経緯について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第7号 門真市建築物等の適正管理に関する条例の制定について

(議案の内容)

建築物等の適正な維持管理に関し必要な事項を定めることにより、建築物等の倒壊等による事故等を未然に防止し、もって良好な住環境を確保し、安全で安心なまちづくりに寄与するため制定する。

(主な質疑と答弁)

問 空家等対策の推進に関する特別措置法との関係性は。

答 同法では、空き家が危険な状態で倒壊等のおそれがある場合に、必要な措置を命じても、その措置が履行されない場合には、行政代執行法に基づき代執行することができる旨の規定はあるが、緊急的に行う安全対策の措置を講ずる規定がない。このことから、道路等の公共の場に面している場合には、市が必要最低限の安全対策を行うことができるよう、本条例を制定するものである。

また、本条例は、空き家に限らず、居住している建築物に対しても指導や緊急措置が行えることを規定している。

問 本市内の現状は把握しているか。

答 27年度は市全域の状況が把握できていないことから、28年度に市全域を対象とした空き家の件数を把握するための実態調査を実施する予定で、同調査により危険な状態にある空き家が判明した場合には、同法に基づき指導を行っていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第23号 平成28年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ577億4000万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：個人市民税 52億707万7000円
法人市民税 16億2376万7000円
固定資産税 77億5699万7000円】

問 個人市民税と法人市民税の増収の要因は。

答 個人市民税の増収は、主に給与所得額が伸びていることや、納税義務者数が増加していることによるもので、28年度は予算比で1億3484万3000円の増額としたものである。

また、法人市民税の増収は、主に企業収益の増加によるもので、法人税割の税率引き下げの影響はあるものの、財務省の法人企業統計による国内企業の経常利益の推移などから、企

業収益は堅調であると見込んでおり、28年度は予算比で1億6417万9000円の増額としたものである。

問 固定資産税の減収の要因は。

答 固定資産税の減収は、主に地価の下落と、償却資産となる設備投資の低水準によるものである。具体には、地価は過去1年間で市内のほぼ全地点で下落し、住宅地区の評価額は前年度比で約1.5%減、商業地区で約0.4%減となる見込みであり、また償却資産も既存設備の耐用年数経過に伴う評価減に対して、新たな設備投資や入れかえによる評価額増が上回らない見込みであり、28年度は予算比で6567万4000円の減額としたものである。

【歳出：ハザードマップ作成業務委託料 962万4000円

ハザードマップ配布業務委託料 51万4000円】

問 新しいハザードマップの改善点は。また、障がい者など要配慮者に配慮した記述の掲載予定は。

答 新たな地震に関する市域の震度想定や、更新予定の河川の浸水想定図などを追加し、災害学習情報をわかりやすくするなどの改善を考えている。要配慮者への避難誘導に関する内容については、要配慮者を支援する側が、より一層理解できる内容となるよう、各種団体等の意見を集約し、掲載したいと考えている。

問 視覚障がい者が利用できるハザードマップの作成の考えは。

答 触地図や録音テープ、音声読み上げソフトなどの活用のほか、地図上の浸水想定や避難経路などの情報を音声化することなど、さまざまな方策が考えられることから、先進市の事例の調査研究を行うとともに、視覚障がい者団体等の意見を聞きながら、順次、取り組みを進めていきたいと考えている。

問 全戸配布後の活用方法は。

答 危機管理課と建築指導課での窓口のほか、南部市民センターなど市有各施設にも配置するとともに、市民課と調整の上、本市への転入者に対し、手渡しで配布することや、地域の自主的な防災訓練や防災講話に活用することなどにより、市民の防災意識を醸成したいと考えている。

【歳出：中町地区整備事業 7億1593万8000円】

問 木造賃貸住宅等建替事業助成金制度の内容は。

答 住宅市街地総合整備事業の一環として、木造賃貸住宅等の良好な建てかえを促進し、密集市街地の快適な住環境の整備を図ることを目的としている。

助成の基準として、建てかえ建物のバリアフリー化、デザイン協調等を門真市木造賃貸住宅等建替事業助成金交付要綱に定めており、一定の基準を満たせば、設計費、工事監理費、工事費の一部の助成を行い、良質な共同住宅への建てかえを誘導している。

問 中町地区における同助成金5億338万円の内容及び財源内訳は。

答 市立総合体育館北側に建設中の共同住宅の工事費及び工事監理費に助成する。
財源内訳は、国費2億5169万円、起債2億5160万円、一般財源9万円を計上している。

問 同事業区域内の土地所有者が変更となっているが、助成の対象となるのか。

【答】 密集市街地の解消を促進するという事業の目的から、同助成金の申請者が、事業区域内の土地所有者等であれば、除却と新築を行う者が別人であることを妨げるものではなく、土地所有者等が変わった場合も、同要綱を適用し、助成の対象となる。

また、国においては、除却と建てかえを一連のものとして行うことを原則としているが、除却跡地の利用が定まっていない場合や、土地区画整理事業との合併施行における建築物の除却、跡地における良質な共同住宅等の整備を促進することを目的とする老朽建築物の除却跡地における建設に対しても、設計費、共同施設整備費等を助成の対象とすることが可能という見解が示されている。

【歳出：自治基本条例推進事業 地域会議準備会補助金 40万円
地域会議活動補助金 1777万5000円】

【問】 地域会議準備会補助金及び地域会議活動補助金の内容は。

【答】 地域会議準備会補助金は、門真市自治基本条例第16条第1項に規定する地域会議の設立に向けた準備を行う地域会議準備会に対し交付するもので、1団体につき20万円を限度としており、28年度は2校区での準備会設立を想定している。

また、地域会議活動補助金は、まちづくりの推進に欠かせない組織である地域会議に対し、財政的支援として交付するもので、28年度は第五及び第三中学校区地域会議分として、それぞれ790万円を計上しており、加えて、年度途中での1校区分として197万5000円を計上している。

【問】 地域会議が行う事業や事務所の家賃に対しては全額補助するのか。

【答】 地域会議の日常の運営に係る事務事業の経費については、家賃を含め全額補助する。

【問】 各種団体に対する補助割合は2分の1が一般的だが、なぜ地域会議には全額補助するのか。

【答】 それぞれの地域課題の解決に向けて、自治基本条例に基づき設置された地域会議が協働によるまちづくりを図っていく上では、全額補助は適正であると考えている。

【歳出：府営門真住宅建替計画調整事業 4000円
公園整備事業 8829万8000円】

【問】 府営門真住宅の建てかえにより、創出される用地面積は。

【答】 旧住棟全ての撤去が完了すると、およそ4ヘクタール創出されると聞いている。

【問】 北河内各市における国営・府営公園の状況は。

【答】 国営公園は、枚方市、寝屋川市、守口市に淀川河川公園がある。また、府営公園は、枚方市には山田池公園、寝屋川市には寝屋川公園、深北緑地公園の一部、大東市には深北緑地公園の一部がある。

【問】 北河内各市における人口1人当たりの都市公園面積は。

【答】 府の統計資料によると、26年3月末現在の国営・府営等の都市公園も含む都市公園面積は、枚方市5.17㎡、寝屋川市5.38㎡、守口市6.95㎡、大東市3.56㎡、交野市2.00㎡、四條畷市6.73㎡で、本市は27年3月末現在で、1.02㎡である。

【問】 他市では、国営公園や府立公園があるが、門真市にはないという点を含め、公園面積が少ない。

防災等の観点からも公園を整備すべきだと考えるが、公共施設等総合管理計画の策定において、公園問題を位置づけられないか。

答 同計画策定方針の中で、インフラ施設については、中・長期的なコスト削減を図りつつ、新たなニーズに柔軟に対応し、バランスのとれた効果的な施設の配置を検討すると定めており、都市基盤施設として公園や道路、下水道なども含まれているため、総合的に勘案し、市民の声を聞きながら議論していく。

(その他の質疑項目)・公園内への防犯カメラ設置の考えの有無について

- ・自転車マナー条例における具体的な取り組みについて
- ・モノレール南伸に伴う府及び市の調査内容について
- ・弁天池公園内ジャブジャブ池の大規模改修工事について
- ・危機管理調整官の設置目的と業務内容について
- ・大阪府域地方税徴収機構について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 25 号 平成 28 年度門真市公共下水道事業特別会計予算

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 76 億 5989 万 9000 円と定める。

また、地方債及び一時借入金についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：公営企業会計システム委託料 1823 万円】

問 同委託料の概要は。

答 地方公営企業法を適用すると、従来の単式簿記から複式簿記へと移行し、予算・決算業務、支払い・調定収納等の経理業務について、複式簿記に対応する会計システムが必要となることから、その導入費用を計上したものである。

28 年度には、これらのシステムを構築するとともに、試行的運用を実施し、29 年度からの本格的な運用に向け、取り組んでいく。

問 同法の適用化後における下水道使用料の設定への考えは。

答 独立採算制を維持しつつ、良質な市民サービスを継続的に提供していくため、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を作成し、経営成績や財政状態を明確化した上で、市が整備途上であることも勘案しながら、将来にわたり必要となる事業量と更新費用を適切に把握し、適正な下水道使用料を設定していく必要があると考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 29 号 平成 28 年度門真市水道事業会計予算

(議案の内容)

収益的収入は 31 億 7089 万 6000 円、収益的支出は 27 億 9182 万 8000 円と定める。

資本的収入は 2 億 8799 万 4000 円、資本的支出は 11 億 164 万 4000 円と定め、資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額 8 億 1365 万円は建設改良積立金等で補填する。

(主な質疑と答弁)

【歳出：職員健康診断その他委託 1362 万 6000 円

(うち、水道事業ビジョン策定業務 1036 万 1000 円)】

問 門真市水道ビジョンの改正に至る経緯は。

答 人口減少や東日本大震災等の影響により、水道事業を取り巻く状況は大きく変化したことから、25 年 3 月に国において、これまでの指針であった水道ビジョンを一新し、新水道ビジョンが策定された。従来、本市の水道事業では、20 年 3 月に 30 年度までを計画期間として策定した門真市水道ビジョンに基づき、施策展開を行ってきたが、今般、給水人口や料金収入が減少する中、水道施設の更新需要が増大するなど、事業環境の変化に直面するといった、来るべき時代の課題に挑戦するため、国の新水道ビジョンの考えに基づき、現ビジョンの計画期間を前倒しし、門真市新水道事業ビジョンの策定に取り組むものである。

問 門真市新水道事業ビジョンの方針の概要は。

答 これまでの施策展開を通じた水道の現状及び課題把握等による現状評価や、将来の事業環境を踏まえた課題整理を行い、持続・安全・強靱の三つの観点を軸に、市が目指す理想像を示すとともに具体化を図るため、効率的な水道施設の更新・耐震化や、業務に応じた適切な人材確保、適正な水質管理体制の構築、災害時における応急給水の確保及び他事業体等との応援体制の構築等の目標を設定し、達成に向け、効率的かつ現実的な実現方策を示すものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 10 号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、全職員に導入する人事評価制度の評価手法などについて、質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 9 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、同条例第 17 条の 3 の解釈について、議案第 19 号「門真市生活環境基本条例の廃止について」は、同条例に規定していた項目をまちづくり基本条例に全て規定したかについて、議案第 22 号「平成 27 年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)」は、工事 8 件の次年度への繰り越し理由などについて、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第 3 号、第 11 号から第 14 号、第 18 号、第 20 号中所管事項、第 26 号、第 27 号、第 30 号、第 31 号中所管事項、第 33 号、第 35 号中所管事項、第 37 及び第 39 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年3月23日

門真市議会議長

春田 清子 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第4号 門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 2 議案第16号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 3 議案第17号 門真市ものづくり企業立地促進条例の一部改正について
- 4 議案第20号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項
- 5 議案第21号 平成27年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 6 議案第23号 平成28年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 7 議案第24号 平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計予算
- 8 議案第28号 平成28年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 9 議案第31号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項
- 10 議案第32号 平成27年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 11 議案第34号 平成27年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第35号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 13 議案第36号 平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第38号 平成28年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

審査日：平成 28 年 3 月 15 日（火）

○議案第 4 号 門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

（議案の内容）

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律による消費者安全法の一部改正に伴い、門真市消費生活センターの組織及び運営並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項を定める。

（主な質疑と答弁）

問	同条例を制定する背景とその必要性は。
答	昨今の高齢者を中心とした消費者被害の深刻化により、消費生活相談の質を担保し、消費者の安全・安心の確保及び地方公共団体の相談体制のさらなる強化を目的に、消費者安全法において、消費生活センターの組織及び運営に関する事項について、条例により規定することとなった。 また、消費生活相談情報には、個人情報だけでなく、あっせん相手の企業情報も含まれることから、制度として情報の安全管理を確実にするため、その内容を条例に規定する。
問	同センターの利用状況と相談傾向は。
答	消費生活相談は、25 年度 1129 件、26 年度 1008 件、27 年度は 2 月末現在で 952 件となっている。 相談の傾向は、高価格による商品の購入、電話やインターネットによる通信販売の解約、電話によるインターネット接続契約の勧誘などが多くなっている。
問	相談員の配置状況と体制整備の強化の考えは。
答	消費生活相談員は、消費者安全法に規定する有資格者 3 名を配置している。 また、体制整備の強化については、相談件数の増加などにより、27 年 7 月に相談員 1 名の増員を行っており、今後の相談件数などの推移を見きわめて判断していく。

（その他の質疑項目）・情報の安全管理を確実にするための措置について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 16 号 門真市国民健康保険条例の一部改正について

（議案の内容）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の適正化を図るとともに、保険料の軽減判定所得の基準について所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	賦課限度額を 3 年連続、5 年間で 12 万円も引き上げることに對する市の見解は。
答	賦課限度額の引き上げは、中低所得者層の負担軽減を目的としているが、3 年連続の改正であり、引き上げとなる世帯の保険料負担が大きくなっていることは認識している。

しかし、保険料の賦課限度額を政令どおり引き上げなかった場合は、交付金減額などが懸念され、最終的には保険料への影響も考えられることから、法令等にのっとり適切に実施することが必要と考える。

(その他の質疑項目)・賦課限度額超過の世帯数と割合について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 17 号 門真市ものづくり企業立地促進条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市ものづくり企業立地促進奨励金の交付に係る事業指定を行う期間を 5 年間延長するとともに、同奨励金の補助率等の見直しを行う等、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問 同条例改正の趣旨は。

答 同条例において、企業が新たに工場を設置した場合や、機械を購入した場合に、対象事業に係る固定資産税や都市計画税の 2 分の 1 を奨励金として交付していた。

今回の改正により、他市の類似制度とは一線を画し、より一層企業の投資意欲を喚起するため、補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げるとともに、企業の事務負担の軽減を図るため、補助期間を 5 年から 3 年に改める。

土地及び建物については、評価替えの状況も含め、実質的に補助総額が若干減るが、設備投資については、減価償却していくため、おおむね現状と変わらない制度となっている。

問 同奨励金を活用した企業数と奨励金の交付総額は。

答 21 年度から本制度を開始し、活用企業数は 28 年 2 月末現在までで延べ 40 社である。

また、奨励金の交付総額は、26 年度までで 1924 万 4000 円となっている。

問 同奨励金を活用した企業の売上の伸びは。

答 奨励金を交付した 16 社にアンケートを実施した結果、売上増加につながった企業は 7 社あり、そのうち 5 社の回答による売上増加額は、合計約 6,000 万円となっている。

(その他の質疑項目)・同奨励金活用事業の適正実施の確認について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 23 号 平成 28 年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ 577 億 4000 万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：食生活改善推進員養成講座事業 10 万 8000 円】

問 講座の概要は。

答 食に関する専門的知識を持った食育推進の担い手を養成することを目的として実施するものである。その内容は、国が定めた食生活改善推進員養成のためのカリキュラムを参考に、

市民の健康の現状や生活習慣病など、また望ましい食生活や食育、食品衛生についての講義に加え、調理実習や運動の実践を盛り込んだ講座を予定している。講座の定員は 20 名で、食に関する健康意識が高く、地域での食育推進に協力してもらえる市民を、広報等で募集する予定である。

問 講座の講師は。

答 本市の栄養士や保健師に加え、運動指導の際には運動指導士が担当する。また、現在活動している食生活改善推進員にも協力を求め、活動内容等を紹介してもらう予定である。

問 講座終了後の同推進員の活動内容と目指すものは。

答 同推進員は、市が実施する教室などに協力してもらうことに加え、同推進員主催のさまざまな講座や周知活動等、自主的な食育推進活動を展開してもらい、栄養や食生活に関する正しい知識や情報などを普及・啓発することにより、市民の健全な食習慣の確立や生活習慣病の予防を目指す。

【歳出：女性サポートステーション運営事業 1388 万 2000 円】

問 同ステーションの開設当初に想定していた状況との相違点は。

答 施設利用者の年齢層を出産後に仕事復帰しようとする 30 代前後の女性と見込んでいたが、40 代、50 代の女性の相談も多く、幅広い年齢層に利用してもらっている。

問 27 年 10 月に開設してから 5 カ月が経過したが、将来的な目標は。

答 目標は、多くの女性に施設を利用してもらうことで支援が広まり、地域で活躍する女性が増えていくことであり、具体的な数値目標としては、門真市第 5 次総合計画において、31 年度における年間利用者数を延べ 5000 人と設定していることに加え、門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、地域で女性が活躍していると感じる人の割合を 31 年度末には 30% とすることとしている。

なお、直近の調査では、地域で女性の活躍を実感している人の割合は、37.7%となっており、既に目標値を超えているが、今後においても、より多くの女性に興味を持ってもらえる魅力ある施設づくりに努め、市民が身近に活躍する女性が増えていることを実感できるような取り組みを進めていく。

問 現在は市直営で施設運営しているが、委託化への考えは。

答 同ステーションは、女性の相談や就労支援だけではなく、女性のエンパワーメントを支える学習・啓発の場を提供し、地域で活躍する女性を増やすことを目的としていることから、女性活躍推進に係る本市の現状や課題を把握し、施策として反映するため、まずは直接市民の意見や反応を把握できる体制として市直営での施設運営を選択した。

委託化については、他市の事例等を参考に、女性の活躍推進を目的として活動する公益活動団体への将来的な委託の可能性等について検討するとともに、より一層、地域で活躍する女性を増やし、女性活躍推進に資する団体の育成・支援に取り組んでいく。

【歳出：通知カード・個人番号カード関連事務 1512 万 1000 円】

問 個人番号カードの交付枚数と問い合わせの中で多い内容は。

答 同カードの交付枚数は3月11日時点で1658枚であり、申請から交付まで約3カ月かかることから、問い合わせの多くが申請したカードの交付時期についてである。

問 同カード交付に係る窓口の状況は。

答 ここ数日の交付枚数は1日平均で約80枚であり、窓口は時間帯によっては若干混雑し、待ち時間が発生することもあるが、担当職員への交付事務の研修を徹底することにより、交付に係る1件当たりの所要時間が10分から15分程度となるようスムーズな対応を心掛けている。また、2月、3月の第2・第4日曜日には同カードの交付に特化した休日窓口を開庁するなど窓口の混雑緩和に努めている。

問 特定個人情報保護評価書の概要は。

答 住民基本台帳事務における住民基本台帳ファイルのリスク対策の実施体制の主なものとしては、既存住基システムにおける措置として、対象者以外の情報入手を防止するための措置や必要な情報以外を入手することを防止するための措置のほか、権限のない者によって不正に使用されるリスクに対する措置などを実施している。

このほか、技術的な措置として既存住基システムにおいて、アクセス制御により使用する必要がある職員を限定し、必要のない情報にはアクセスできないように制限している。

また、外部漏えいの防止としては、システム内の情報を暗号化するとともに、USBメモリなどの外部媒体への接続についても制限している。

さらに、住基ネットワークシステムへの接続は既存住基システムのみとし、法令に基づく事務で使用する以外の情報はひもづけされない仕組みとなっており、既存住基システムと同様、外部媒体への接続はできない。

なお、これらの対策を確実に実践するため、業務に携わる全ての職員に対して必要な研修を実施している。

【歳出：臨時福祉給付金給付事業 1億8405万8000円

年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業 5億1801万2000円】

問 26年度から支給している臨時福祉給付金の28年度の対象者要件及び支給額は。

答 28年1月1日に門真市に住民登録があり、28年度の市町村民税の均等割が非課税の者を対象としている。ただし、課税者の被扶養者及び生活保護受給者（基準日時点）は対象外となる。

また、支給額は、対象者1人につき3000円である。

問 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給目的は。

答 一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として、29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることを踏まえ、さらには、28年前半の個人消費の下支えにも資することを目的に支給されるもので、臨時的な措置とされている。

問 年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者要件、支給対象者数及び支給額は。

答 同給付金には、高齢者向け及び障害・遺族基礎年金受給者向けの二つの給付金がある。高齢者向けの給付金については、平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、昭

和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた者を対象としている。障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金については、平成 28 年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害・遺族基礎年金を受給している者を対象としている。なお、両給付金を重複して受給することはできない。

支給対象者数は、高齢者向けの給付金は約 1 万 5000 人、障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金は約 1000 人と想定している。

また、支給額は、両給付金ともに、対象者 1 人につき 3 万円である。

問 臨時的な措置である年金生活者等支援臨時福祉給付金は、29 年度以降はどうなるのか。

答 年金生活者支援給付金が老齢基礎年金等に月額 5000 円程度を上乗せする形で日本年金機構より支給されると国より聞いている。

【歳出：妊娠届・母子健康手帳交付事業 20 万円】

問 妊娠届け出の受付窓口を一本化することだが、今後の体制は。

答 妊娠から子育てまで切れ目のない支援に向けて、28 年 4 月より、妊娠届け出の窓口を健康増進課に一本化することとしており、来所した妊婦全員に対して、保健師が面談し、不安や心配事などの相談に応じ、早期に支援を開始できるよう体制の充実を図る。また、休日に関しては、毎月第 2 日曜日に窓口を開設することとしている。

問 窓口を一本化することで、サービスの低下が懸念されるが、市域南部へ出向いて対応するなどの対策は。

答 原則、健康増進課がある保健福祉センターに来ていただきたいと考えており、円滑な実施を目指し、窓口を担っていた南部市民センターや市役所にある子育て支援課においても、ポスター掲示やチラシ配置等を行い、周知に努める。

また、やむを得ない事情で来所が困難な場合は、健康増進課まで連絡してもらえれば、柔軟な対応を検討する予定である。

なお、今般の見直しに当たって、市民から要望や意見があった場合には、実施方法について改めて検討していきたい。

【歳出：防犯カメラ設置促進事業 1185 万 8000 円】

問 市内の防犯カメラの設置状況は。

答 27 年度末時点で、合計 182 台設置しており、28 年度は、自治会既設分 51 台の更新と 25 台の新設を予定している。

問 防犯カメラのプライバシー保護への考え方は。

答 従来は警察がカメラから直接記録装置を取り出し確認していたが、現在のカメラは記録装置を取り出すことができないことから、カメラへアクセスできるパソコンを限定し、そのパソコンを利用して、警察のみが記録データをダウンロードし、確認できることとなっている。また、専用パソコンと防犯カメラの接続は、最新の無線 LAN 信号の暗号化規格を採用しており、一部で報道されているような、第三者がインターネットからアクセスし、映像が流出することはないと考えている。

(その他の質疑項目)・地域生活支援拠点事業の概要について

・有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等の権限移譲事務について

- ・環境基本計画の進捗管理について
- ・希釈放流許可申請図書作成業務について
- ・新規ビジネス創出支援事業について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 24 号 平成 28 年度門真市国民健康保険事業特別会計予算

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 207 億 9428 万 2000 円と定める。

また、債務負担行為、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：セルフ健康チェック事業委託料 169 万 6000 円】

問	事業の概要は。
答	セルフ健康チェック事業いわゆるスマホドックは、特定健診の受診率向上を目指し、特に受診率が低い 40 歳代の未受診者対策として実施する。事業内容は、市がリーフレットを送付後、希望者がスマートフォン等から、直接、委託業者の専用サイトに申し込みを行い、送付された専用キットで採血し、検査機関に返送することにより、約 1 週間後には検査結果がスマートフォン等で閲覧できる仕組みである。
問	対象者と公費の負担割合は。
答	国保加入の 40 歳代の方のうち、特定健診を過去 3 年間未受診で、かつ、生活習慣病で医療機関を受診していない方が対象で、本事業に係る 1 人当たりの費用は 4980 円であるが、全額、国庫補助の対象となっている。
問	特定健診の受診率向上につながるアプローチは。
答	本事業のパッケージ機能を利用して、申請者に対し、特定健診に関するお知らせや個別メッセージを送信することで、特定健診の受診勧奨等を行い、受診率や健康意識の向上につなげていきたいと考えている。

【歳出：職員普通旅費 3 万 7000 円】

問	国保広域化に向けた事業運営ワーキンググループでの議論内容は。
答	主に、給付基準の統一や各市町村の独自施策の取り扱いの検討を行うこととなっており、27 年度は、保険料の本算定期、仮算定の有無、被保険者証の更新時期及び葬祭費の支給金額等の議論を行った。
問	国保広域化に向けたスケジュールは。
答	今後のスケジュールは未確定な部分があるが、現在、厚生労働省より示されている 28 年度以降のスケジュールでは、28 年 10 月頃を目途に、都道府県による市町村ごとの事業納付金額や標準保険料率を算定することができる納付金等算定標準システム簡易版が示されることや、30 年度からの新制度施行に伴い、29 年度中に都道府県に国保運営協議会が設置されることが予定されている。

(その他の質疑項目)・個人番号カードの被保険者証への活用の考えについて など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第 20 号「平成 27 年度門真市一般会計補正予算（第 8 号）」中、所管事項は、地方公共団体情報システム機構のシステム障害の概要などについて、議案第 28 号「平成 28 年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算」は、差し押さえの状況などについて、それぞれ質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第 21 号、第 31 号中、所管事項、第 32 号、第 34 号、第 35 号中、所管事項、第 36 号及び第 38 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年3月23日

門真市議会議長

春田 清子 様

文教常任委員会

委員長 佐藤 親太

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第8号 門真市立総合体育館条例の制定について
- 2 議案第15号 門真市立保育所条例等の一部改正について
- 3 議案第20号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項
- 4 議案第23号 平成28年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 5 議案第31号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項
- 6 議案第35号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：平成 28 年 3 月 18 日（金）

○議案第 8 号 門真市立総合体育館条例の制定について

（議案の内容）

市民が生涯にわたり自主的・自律的に行う多様なスポーツ及びレクリエーションを通じ相互に交流を深め、もって生涯スポーツの推進を図るため、門真市立総合体育館を門真市中町 11 番 70 号に設置する。

（主な質疑と答弁）

問	同体育館への指定管理者導入の考えは。
答	スポーツ振興法の基本計画では、国を挙げて総合型地域スポーツクラブの育成に努めること、その上で、地域の実情に応じた拠点となる施設の提供とともに、指定管理者への指定を含めた施設の活用促進が定められており、また、その後に制定されたスポーツ基本法では、地方公共団体は地域スポーツクラブを育成・支援する責務が定められていることから、本市でも、民間事業者の豊富なアイデアやスキルを活用することで、より質の高い行政サービスの提供と、効率的かつフレキシブルな管理運営を行い、連携等による総合型地域スポーツクラブの育成支援と活用を視野に、指定管理者の導入を考えている。
問	指定管理者による管理運営が行われた場合、市民の声はどう反映するのか。
答	指定管理者が十分な安全管理や適切な施設運営をしているか、また、良質なサービスを市民に提供できているかなどをチェックして評価する仕組みとしてのモニタリング制度を活用し、施設の管理運営に対して、利用者である市民の声を反映していきたいと考えている。
問	減免措置の考えは。
答	制定予定の門真市立総合体育館利用料金に関する規則において、他の施設同様、主に障がい者から成る団体が利用する場合は 10 割減免、また、主に中学生以下及び 65 歳以上から成る団体が利用する場合は 5 割減免を行うなどの規定を設けたいと考えている。
問	駐車場混雑時への対応は。
答	総合体育館の駐車場は障がい者用スペースの 2 台を含め合計 26 台分の有料駐車区画を整備する予定であり、混雑時には旧第六中学校グラウンド駐車場も併用する。また、市役所が閉庁している日は、庁舎管理担当課と連携を図り、必要に応じて市役所第二駐車場や旧本館前の駐車場を開放する。

（その他の質疑項目）・事故や災害が発生した際の市と指定管理者の連携について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 15 号 門真市立保育所条例等の一部改正について

（議案の内容）

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律による国家戦略特別区域法

の一部改正に伴い、国家戦略特別区域限定保育士が創設されるため、改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	地域限定保育士試験の概要は。
答	全国的に保育士の確保が喫緊の課題である中、府が資格取得の機会を拡充するため、特区制度を活用し、通常の保育士試験に加えて、2回目の試験として27年10月に実施したものである。なお、通常の保育士試験と難易度に違いはないものである。
問	地域限定保育士の資格の内容は。
答	地域限定保育士試験の合格者は地域限定保育士として登録後、3年間は受験した都道府県のみで保育士として働くことができる資格で、登録後3年を経過すれば、全国どの自治体にも保育士として働くことができる。
問	本市の公立園や民間園で保育士は不足しているのか。
答	公立園では、ここ数年臨時的任用職員の登録者数が少なく、保育士の欠員補充等の対応に苦慮している状況である。また、民間事業者からも、求人に対し応募者数が少なく、必要な保育士の確保に苦慮していると聞いている。
問	同試験は保育士不足の解消につながるのか。
答	同試験では、727人が合格していることから、保育士不足の解消策の一つとして一定の役割を果たしていると認識している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第20号 平成27年度門真市一般会計補正予算(第8号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳出歳入それぞれ8913万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ580億1959万5000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：古川橋小学校給食棟建替工事实施設業務委託料減額分 △974万8000円】

問	同給食棟建てかえ見直しの理由は。
答	27年度から国の補助対象基準が変わり、本市の財政力指数が国の基準を上回っていることから、補助の対象とならなかった。建てかえの実施に当たっては、多額の費用が見込まれ、本市では、補助金の活用なくして実施はできないとの観点から、見直しを行った。
問	同給食棟の老朽化への今後の対応は。
答	築51年を経過し、老朽化により修繕の必要な部分も出てきているが、給食棟の内部においては厨房機器の定期点検やメンテナンスを行っている。また、衛生面においても、学校保健安全法に基づき、学校薬剤師などが定期的な点検を実施している。 今後は、修繕が必要な部分はその都度対応するとともに、給食棟の建てかえは、国や府の補助金の動向に注視し、実施時期を見極めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 23 号 平成 28 年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 577 億 4000 万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：保育定員拡充事業 5 億 5361 万 2000 円】

問 28 年 4 月時点の保育定員と今後の予定数は。

答 現在、年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育定員の拡充を鋭意進めており、27 年 4 月 1 日時点で 1933 人だった保育定員は、保育定員拡充事業の実施などにより、28 年 4 月 1 日時点では 150 人増加の 2083 人である。

今後の予定数は、27 年度からの継続分も含め、私立園において、保育所 1 施設、認定こども園 2 施設、認可外保育施設 2 施設で定員拡充に向けた施設整備等を進めており、29 年 4 月 1 日時点ではさらに 152 人増加の 2235 人の見込みである。29 年以降も引き続き、各事業者による取り組みが進められる予定であることから、今後も定員の増加を見込んでいる。

問 28 年 4 月 1 日からの保育所等への申し込み者数と内定児童数等は。また、待機児童の発生見込み数は。

答 期日までに申し込みのあった 4 月 1 日からの新規利用希望の児童 527 人に対し、3 月 16 日時点で内定に至った児童が 410 人、保留となっている児童が 90 人、申し込みを取り下げた児童等が 27 人である。

現在、利用調整を行っており、特に 1・2 歳児を中心とした各施設への利用枠の拡大依頼や保護者の希望変更に伴う調整などを含め、できる限り待機児童が発生しないよう現在調整しており、待機児童が発生するかどうかは不明である。

問 保育定員拡充に向けた今後の取り組みは。

答 門真市子ども・子育て支援事業計画において、保育定員拡充の考え方として、当初の 3 年間は幼稚園の認定こども園化等による施設整備を進め、中間年度である 30 年度以降に新規事業者の参入を含めた待機児童解消に努めることとしていた。

しかし、子ども・子育て支援新制度開始後の実際の利用人数が当初の見込み数を上回る状況等を踏まえ、27 年 2 月に開催した子ども・子育て会議で、できる限り早期に待機児童解消を図るためには、新規事業者の参入も前倒して実施すべきであるなどの答申があった。このことから、28 年度前半には市内事業者に対し、小規模保育事業等新規事業の実施を含めた最終の意向確認を行い、それでも保育定員に不足が見込まれる場合は、29 年度の新規事業者の募集に向けた準備を進めるなど、できる限り早期の待機児童解消に向け、取り組む。

【歳出：門真小学校南校舎撤去工事 5969 万 1000 円】

問 同校舎撤去後に、仮称地域協働センターを建設予定とのことだが、校舎南側にある田んぼ、レンコン畑等の教育活動への影響は。

答 田んぼ、レンコン畑等は教育活動の一環として活用しており、活動を継続したいとの学校からの要望を踏まえ、仮称地域協働センターの土地のあり方や畑等について協議を重ねた結果、学校が望む畑等の土地を確保し、移設することが可能となったことから、教育活動に影響

響はないものと考えている。

問 同校舎撤去工事のスケジュールは。

答 現在調整中ではあるが、子どもたちの安全の確保を最優先とし、学習の妨げにならないよう考えており、本格的な撤去工事は児童の少ない 28 年の夏休みから行い、工事エリアと工事車両が出入りするゲートには常にガードマンを常駐させ、9 月末には撤去が完了予定である。

【歳出：市民文化会館舞台設備等大規模改修実施設計業務委託料 1425 万 6000 円】

問 同大規模改修の概要は。

答 同会館（ルミエールホール）は、非常に専門性の高い施設であるが、竣工から 23 年が経過し、舞台・音響・照明設備等の多くが更新推奨時期に達しており、大規模改修が必要な時期に差しかかっていることから、27 年度に舞台設備等大規模改修計画を策定した。

同計画では、吊物・床・幕等の舞台機構設備、調光盤・スポットライト等の舞台照明設備及びアンプ・スピーカー・映像機器等の舞台音響設備について、適切な更新及び修繕を実施していくこととしている。

問 同大規模改修のスケジュールは。

答 28 年度は実施設計を行い、29 年度に工事契約を締結し、実質の工事は 30 年 2 月から予定している。休館する約 1 年半前の 28 年 7 月頃に予約停止の周知、29 年 2 月に予約停止を行い、30 年 2 月から 7 月まで小ホール・大ホールを含む全館を利用停止し、30 年 8 月にリニューアルオープンの予定である。

問 バリアフリー化や洋式トイレへの改修の考えは。

答 障害者差別解消法を踏まえ、バリアフリー化への改修や、トイレを和式から洋式にすることは、利用者からの要望が多くあったが、構造や工事に伴う騒音などにより、実施が困難であった。しかし、この機会に便器の改修だけでなく、ブースや洗面台、手すり設置など、ルミエールホール全体のバリアフリー化を再検証し、車椅子利用者や高齢者など、誰もが利用しやすく、人に優しいホールとなるよう、全ての改修を舞台設備等大規模改修とあわせて実施することが望ましいと考えており、財政状況を勘案しながら検討を進めていく。

【歳出：学校等読書活動推進支援事業 26 万円

子ども読書活動推進啓発事業 11 万円】

問 第 2 次子ども読書活動推進計画に基づき実施される配送業務委託の内容は。

答 子どもの読書活動を支援するため、学校図書室だけの資料ではなく、市立図書館資料の配送要望に応じて、委託業者により市内小・中学校へ図書館所蔵資料を配本・回収するものである。

配本については、希望者を把握するため、年度当初に各学校のクラス担任より配本申請書を提出してもらい、図書館で配本時期を調整した上で、学期始めに配本、学期終わりに回収する。

問 配本以外に学校と連携しているのか。

答 学校からの依頼による学校訪問、図書館見学、小学生の一日図書館員や中学生の職業体験

を受け入れている。

また、学校へ積極的に訪問し、図書館の利用案内、読書手帳のPR等を行うことと、司書のおすすめ本の紹介や行事のお知らせなどを載せた図書館だよりにより、心に響くすてきな一冊の本と出会い、読書離れが進む高学年の小学生や中学生の読書のきっかけづくりを進めていく。

さらに、学校の図書館担当教諭に対する児童書の選書方法や、本の修理の仕方などの研修会実施も検討している。なお、27年度中に、学校から要望があった読み聞かせなどは、今後もニーズを把握し、読書支援のためボランティアとの協働で行っていく。

問 読書講演会の開催内容と周知は。

答 多くの市民に子どもの読書活動推進を呼びかけるため、児童文学作家による読書講演会を開催する。開催場所は駐車場設備のある門真市民プラザを予定しており、開催時期は他の開催事業に合わせて実施する予定である。

また、周知については、広報かどま、市ホームページなどに掲載するとともに、学校等の教育機関、各種団体にも広く呼びかけていく。

問 同計画に基づき取り組むその他の施策は。

答 読書支援の充実として、28年3月から読書手帳の配付を開始するとともに、フロアでの読書相談のためにタブレットを導入した。

28年度においては、読書に親しむ事業の充実として、ビブリオバトルの実施を予定しており、職員と司書が学校司書の配置されている学校に出向き開催することを検討している。

(主な質疑と答弁)

【歳出：特別支援教育推進・看護師配置事業 3952万2000円】

問 障害者差別解消法における合理的配慮義務の対象となる市内小・中学校の児童・生徒数は。

答 支援学級在籍児童・生徒を対象とした場合、27年度は小学校で231名、中学校で107名になる。その中には、肢体不自由等で介助が必要な児童・生徒、学校生活において日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒も含まれている。

また、同在籍児童・生徒以外にも発達障がいなどで通常の学級に在籍していて支援を必要とする児童・生徒もいるため、対象となる児童・生徒数は、もう少し多くなると考えている。

問 対応する教職員及び支援員の27年度の配置人数は。

答 支援が必要な児童・生徒への対応については、学校長を初めとする各校に所属する全教職員で支援に当たっている。その中でも支援学級には、支援学級担任を配置しており、小学校は53学級、中学校は27学級ある。

また、主に肢体に課題があり、移動等の際に安全面を確保する必要がある児童・生徒に対する支援のため、介助員を10名配置している。

さらに、学校生活において日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対する支援のため、看護師を2名配置している。

なお、通常の学級に在籍する発達障がい等の児童に対する支援のため、全14校小学校に1名ずつ支援教育支援員を配置しており、28年度も必要に応じた人材の配置を行っていく。

【歳出：公立認定こども園整備事業 3億4085万3000円】

問 仮称門真市立南認定こども園の整備に向けた28年度以降のスケジュールは。

答 28年度については、実施設計後、年度末に工事契約手続を行い、29年度の建設工事の本格実施につなげる。また、運営面においても、認定こども園に関する職員研修等を実施するなどにより、30年4月の円滑な開設に向けた取り組みを順次進める。

【歳出：学校図書館司書配置事業 621万8000円】

問 学校図書館司書の配置による27年度の取り組みは。

答 4名の学校図書館司書を8校へ配置し、図書室内の整備や蔵書の整理等のもとより、図書担当教員や司書教諭との連携により、20分の休み時間の図書室開放や学校司書によるブックトークなどの取り組みを実施しており、子どもたちの図書委員会活動の活性化も図られている。

これらの取り組みの結果、配置校においては、図書の貸し出し冊数が前年に比べ約2倍になるなど大幅に増加し、家庭での読書量の増加にもつながった。

問 学校図書館司書を拡充する考えは。

答 28年度は、引き続き読書環境を充実させるため2名増員し、読書に対する興味関心を喚起し、読書習慣を身につけさせ、言語活動の充実を図っていけるよう努める。

また、今後の拡充については、同司書配置による効果を検証しながら検討する。

(その他の質疑項目)・旧北巣本幼稚園撤去工事のスケジュールについて

- ・アレルギー除去食への対応について
- ・めざせ世界へはばたけ事業への評価について
- ・全国学力調査における無回答率減少への取り組みについて
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の委託料減額の理由について
- ・奨学金給付対象者の選考状況について
- ・図書館におけるベストセラー本の購入について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第31号中所管事項及び第35号中所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。